

地域型保育事業の認可について

地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）を実施しようとする事業者は、区長の認可を受ける必要があります。

また、区長は、認可する際には、中央区子ども・子育て会議の意見を聴く必要があります。（本区は児童福祉審議会を設置していないため、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴く機関として、中央区子ども・子育て会議の意見を聴くこととしています。）

【児童福祉法】

第三十四条の十五

- 2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。
- 4 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

● 認可までの流れ ●

